禁複写

四半期損益計算書での3か月情報の取扱い

1. 論点整理へのコメント

累計情報に加えて、3か月情報開示に賛成･･･　JICPA、証券アナリスト協会、新日本監査法人、中央青山監査法人、個人投資家協会、大和総研、貿易会（両論併記）、高桑氏

累計情報のみとし、3か月情報開示に反対･･･　全銀協、電事連、損保、日建連

開示方法は企業の判断に任せる･･･　経団連、貿易会（両論併記）

3か月情報のみの開示･･･　矢野氏

（コメントへの対応案：3月10日専門委員会、3月28日委員会）

- 累計情報は、年間業績見通しの進捗状況の把握に資するため、必要と考えられる。
- 概ね、財務諸表作成者は3か月情報の任意開示（又は累計情報との選択開示）を支持し、利用者・監査人は累計情報と3か月情報の開示を支持しており、意見は2分している。我が国証券市場もグローバル化していることを踏まえ、国際的に遜色のない開示を行うという点も考慮に入れて、会計基準案の中で引き続き検討する。

2. 会計基準案での検討の前提

① 四半期決算手続としては、四半期単位積上げ方式、累計差額方式、折衷方式（＊）があるが、どの方式を採用した場合においても、3か月情報は経済的実態を反映して適切に算定される。

＊　第2四半期までは累計差額方式、第3四半期は第2四半期までの累計差額方式に第3四半期の情報を積上げる方式

② 企業間比較も可能な情報開示という視点から、開示方法は任意とする方式はとらず、一定の開示方法を定める。

＜考慮を要すると思われる事項＞

- 累計情報に加え、3か月情報を開示するとなると、開示情報が非常に多くなり、45日以内での開示との関係で、作成者の負担が過度に重くなるという意見をどのように考えるか（MD&A関係の情報も、累計情報と3か月情報の両方を作成しなければならないかを含む）。
- 3か月情報の開示は、財務諸表作成者に短期的な企業業績の達成へのプレッシャーを高めることにならないかという意見をどのように考えるか。
- 業種によって、財務諸表利用者のニーズも多少異なる点についてどのように考えるか。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

3. 対応案

（1 案）全上場会社には累計情報の開示を求めた上で、3 か月情報は任意開示とする。

（理由）

・事業年度の業績見通しに資する情報を提供することを基本とし、企業間比較も可能な情報開示とする。また、3 か月情報開示が自社の状況を説明するに当たってより適切であると考えている上場会社にも配慮する。

・四半期報告書の開示に求められている適時性を踏まえ、3 か月情報の非開示会社については財務諸表利用者が必要に応じて 3 か月情報を算定する。

・いくつかの業種の証券アナリストの中には、累計情報のみでよいという指摘がある。

（2 案）全上場会社に累計情報に加えて、3 か月情報の開示も求める。

（理由）

・　年度の業績見通しに係る情報に加えて、収益動向の変化を把握できる情報は、投資判断情報として有用である。

・　証券アナリスト協会のアンケート調査に加え、論点整理のコメントにおいても、利用者、監査人は、累計情報と 3 か月情報の開示を求めている。

・　全上場会社に累計情報と 3 か月情報を一律に求めるので、企業間比較を多面的に行うことができる。

・　会計基準の国際的なコンバージェンスに資する。

（2 案）’全上場会社に累計情報と 3 か月情報の開示を求めるが、円滑な導入のため、3 か月情報については一定の準備期間（例えば、1～2 年）が必要（それまでの間は任意開示）。

制度開示との関係で、会計基準の中で定めるべきではないという指摘あり。

（理由）

・　多くの上場会社が累計情報のみを開示しており、3 か月情報開示のためには、経理システムの変更が必要となる場合が多いと考えられるので、体制整備のために一定期間の配慮が必要である。

・　平成 20 年 4 月以降始まる事業年度においては四半期の制度開示に加え、内部統制に関する対応が求められる点も考慮し、円滑な導入を図る観点から、一定の準備期間が必要である。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。